

【台湾】新型コロナウイルス流行と対応の状況について

台湾では、9月24日時点で4月13日以降域内の新規感染者は発生しておらず、海外からの感染者の渡航も限定的で、感染状況は引き続き落ち着いた状態が続いています。日常生活では公共交通機関でのマスク着用以外は特にコロナウイルスを意識することはありません。

しかし、まだ域外からの台湾渡航には制限がかかっており、以前のように自由な往来ができない状態が現状も続いています。今回は前回から更新された台湾渡航・滞在関連の最新情報を説明いたします。

【ノービザ滞在の再延長】

9月14日内政部移民署は3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、7月、8月に実施した計60日間の滞在許可延長からさらに30日間の延長を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら滞在期限が過ぎてしまう外国人は、条件に合致すれば引き続き合計270日までの滞在が認められることとなります。

しかし、この延長措置がいつまで実施されるかは不透明な状況であり、この延長措置により滞在延長している日本人で今後も台湾に滞在する必要がある場合は、正規の労働許可取得による居留ビザ取得等をお勧めします。

【短期ビジネス目的による渡航】

居留証を持たない外国人の台湾渡航には、事前に日本の台北駐日経済文化代表処（または弁事処、分処）にて、停留ビザを事前に申請・取得する必要があります。

日本の代表処（または弁事処、分処）での手続きにあたって、現時点ではビザ申請件数が増え、長期滞在を前提とした居留ビザの審査・発行を優先し、短期滞在の停留ビザの審査・発行を制限しているとの情報もあります。ビザ取得はその時々によって流動的な状況となっているため、実際に取得する際には、当局への確認を行いながら進める必要があります。

<事前提出書類>

- ・在職証明書（以下の印鑑証明と同様の印をおしたのもの）

・感染者・死亡者速報通知(2020年9月24日付)





- ・出張証明書（以下の印鑑証明と同様の印をおしたもの）
- ・印鑑証明書コピー

<その他>

- ・「入境檢疫系統(<https://hdhq.mohw.gov.tw/>)」での申請
- ・渡航日の前 3 営業日以内の PCR 検査陰性証明
- ・渡航後の 14 日間の隔離

これらの申請を弊社にて代行することも可能ですので、詳細に関するご質問やご不明点等ございましたら、お問い合わせください。

フェアコンサルティング台湾
(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓
電話：+886-2-2717-0318
担当：坂下 (SAKASHITA)
yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。